

請求人

(略)

備前市監査委員 小野田 隼也

備前市監査委員 尾川 直行

備前市職員措置請求書について (通知)

令和 6 年 7 月 2 日付けで提出され、同日付けで受け付けた備前市職員措置請求書(以下「請求書」という。)については、下記の理由により、却下することに決定したので通知します。

記

- 1 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られ、非財務会計行為上の行為は住民監査請求の対象とはならない。
- 2 請求人は請求書において、新図書館の建設に係る事業費について、補正予算で編成することは、法第 218 条の規定に基づいて対処されたものであるかは疑問であるとし、令和 6 年度から 7 年度までの継続事業予算を、市長の任期を跨いで編成することに疑問があるとしていることから、本件監査請求書において摘示されている監査請求対象行為は、「複数年にわたる新図書館建設に係る事業費を補正予算に計上し、市長の任期を跨いで事業実施すること」が違法又は不当であると主張しているものと解される。
- 3 法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、地方公共団体の公金又は財産に関する長その他の職員の行為を対象とするものであって、本件監査請求書において摘示されている監査対象行為である「複数年にわたる新図書館建設に係る事業費を補正予算に計上し、市長の任期を跨いで事業実施すること」は、非財務会計行為であって法に定める住民監査請求の対象には当たら

ない。また、予算は備前市議会の議決を経て成立するものであり、補正予算への計上は、財務会計行為には当たらない。

- 4 よって、本件請求については、法第 242 条第 1 項の要件を満たしていないと認められることから、監査委員の合議により、これを却下する。
- 5 請求人は「市民にその是非について信を問い、その結果により事業実施を図る事として、不要な混乱や無駄な出費を避ける努力をすべき」であり、「近日中（令和 6 年 8 月中？）に実施予定の当該建設の入札等、事業実施の延期要請の必要の為、差止め請求の勧告を求める」としているが、本件請求は法第 242 条第 1 項の要件を満たしていないと認められることから、これを監査しない。

以上